

# 大山ダム維持管理工事

## 特記仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

## 第1編 共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 適用

##### 1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書（令和6年4月）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」に優先して、大山ダム維持管理工事（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。
3. 各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

##### 1-2 準拠基準

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

1. 道路植栽・緑地管理共通仕様書（案）（建関道管第187号平成20年4月改定）（国土交通省関東地方整備局）
2. 緑化・植栽マニュアル（（財）経済調査会）
3. その他、監督員が指示するもの

#### 第2節 工事場所

大分県日田市大山町西大山地内

#### 第3節 工期等

##### 3-1 工期

工期は、契約締結の翌日から令和9年10月31日までとする。

##### 3-2 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

##### 3-3 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

###### (1) 週休2日

対象期間において以下の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象による安全パトロール」「休日に開催される現場見学会等」等の現場閉所日の取り扱いについては、監督員との協議により決定するものとする。

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土曜日・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。週の定義は月曜日から日曜日とする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月については、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、受注者の責によらず土曜日・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土曜日・日曜日に代わる現場閉所日を受発注者間で協議し設定する。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 受注者は、土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に法定休日・所定休日（週休二日の導入）を記載するものとする。
4. 現場閉所を行うときは、監督員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
  - ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
  - ②週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
  - ③機構が休日の場合
5. 監督員は、受注者の現場閉所率の状況について月1回程度を目安として確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。なお、取得報告書の様式は任意とするが、週単位の週休2日が確認できるものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 対象期間において、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成していないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日が未達成であった場合は補正係数を除した変更とする。

完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の補正係数は以下のとおりとする。

補正項目	完全週休2日 （土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

10. 工事現場において、週休2日制適用工事である旨を工事看板等において明示することとする。

#### 第4節 施工計画書

##### 4-1 記載事項の省略

本工事については、共通仕様書1-1-1-4施工計画書第1項の(3)～(8)、(10)の事項は省略できるものとする。

#### 第5節 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額の算定や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。  
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 第6節 低入札工事の対応

##### 6-1 適用

基準価格を下回る価格で落札した場合において、受注者は以下の対応に応じなければならない。

##### 6-2 施工計画書の内容のヒアリング

受注者は共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

##### 6-3 施工体制台帳のヒアリング

受注者は施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

##### 6-4 立会による確認、段階確認及び施工記録の提出

監督員は確認、立会等について、別途指示することができるものとする。

##### 6-5 技術者の配置

監理技術者の配置が義務づけられている工事において、契約の相手方が、当機構が発注した工事に関し、入札日から過去2年以内に竣工した工事、あるいは入札時点で施工中の工事において、以下の事項に該当する場合、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置するものとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理に関し、統括監督職員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 安全管理に関し、指名停止又は統括（主任）監督職員から書面による改善命令、警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (5) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業

## 第7節 新技術の活用

1. 受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、指定若しくは提案された技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の技術の活用について検討し、活用可能な新技術等がある場合は、提案を行うことができる。
2. 当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、発注者と受注者とが協議の上で、設計変更を行うものとする。
3. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督員の許可なく公表してはならない。

## 第8節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。  
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

## 第9節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
  - ① 依頼日・時間及び期限に関する事項
  - ② 会議・打合せに関する事項
  - ③ 業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書1-1-1-4 施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

## 第10節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年9月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。  
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

## 第11節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムについては、次の要件を満たすものを選定すること。
  - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.7）
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

## 第12節 調査資料等

受注者は、本工事の施工計画及び実施工程表を作成するため、次の調査資料を閲覧することができる。ただし、調査資料は契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

1. 気象・水文関係資料
2. 工事用地関係資料
3. その他、監督員が必要と認める資料

## 第13節 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書1-1-1-5によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において、当工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

## 第14節 工事用地等の使用

1. 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、特記仕様書第1章第12節（調査資料等）に示すとおりである。
2. 受注者は、工事用地等について、工事施工に先立ち監督員の指示により用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

## 第15節 施工体制台帳

### 15-1 名札の着用

共通仕様書1-1-1-10第1項の受注者は、監理技術者又は専任特例2号の場合の監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）、監理技術者補佐及び共通仕様書1-1-1-10第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。）

<名札の例>

写 真  2 cm×3 cm 程 度	監理(主任)技術者
	氏 名    ○○ ○○
	工事名    ○○・・・工事
	工 期    自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社名    ○○建設株式会社
	印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする

注2) 所属会社の社印とする

## 第16節 他工事との協力

1. 下記工事とは現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事・業務は以下のとおりである。
  - (1) 大山ダム水質調査業務（仮称）
  - (2) 大山ダム堆砂測量業務（仮称）
  - (3) 大山ダム堤体観測業務（仮称）
  - (4) その他関連工事・業務

## 第17節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。  
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

## 第18節 建設副産物等

### 18-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」

も遵守するものとする。

### 18-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

### 18-3 建設発生土の搬入

本工事は建設発生土は、次に示す受入地に運搬するものとし、受入条件は次のとおりとする。

これにより難しい場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

- (1) 受入場所：①大分県日田市大山町西大山地内（土砂仮置場）  
②大分県日田市大山町東大山地内（民間処分場）
- (2) 受入時間帯：①②8時00分～12時00分、13時00分～17時00分
- (3) 受け入れ日：①②月曜日～金曜日
- (4) 運搬距離：①片道5.4km  
②片道8.2km
- (5) 処理方法：①受入地での敷均し有り  
②受入費用：2,000円/m<sup>3</sup>（第1種建設発生土）
- (6) 搬出調書等：搬出調書を作成し、監督員に提出するものとする。

### 18-4 建設副産物

#### 1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、次の積算条件を設定しているが、契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上、条件明示した次の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

工程及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

## 2. 建設副産物の搬出

本工事において発生する建設副産物（建設発生土を除く）は、次に示す搬出先区分に従い搬出するものとする。

なお、処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではないことから、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については監督員と協議のうえ、設計変更の対象とすることができる。

建設副産物	搬出先区分	積算上の条件明示				
		受入れ場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	片道運搬距離	受入費用（税抜き）
刈草	中間処理施設	日田市諸留町地内	日曜を除く 毎日8時～17時	発酵・腐食が著しい場合は不可	約13.8km	16,000円/t
枝葉	中間処理施設	日田市天ヶ瀬町花香地内	毎日8時～17時		約9.3km	12,000円/t
幹	中間処理施設	日田市石井町地内	日曜・祝日を除く 毎日8時～17時		約13.4km	8,000円/t
根株	中間処理施設	日田市東有田地内	日曜、第2・第4土曜日を除く 毎日8時～17時		約13.8km	18,000円/t
木くず (一部、廃プラ混じり)	中間処理施設	日田市松野地内	日曜、第2・第4土曜日を除く 毎日8時～17時		約13.5km	20,000円/t
廃プラ	中間処理施設	日田市松野地内	日曜、第2・第4土曜日を除く 毎日8時～17時		約13.5km	25,700円/t

### 18-5 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

### 18-6 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

#### 18-7 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### 18-8 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### 18-9 建設発生土の運搬を行うものに対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

#### 18-10 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載した事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

### 第19節 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

### 第20節 数量の算出

数量の算出には国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用する。

### 第21節 部分引渡し

本工事については、工事の完成に先立って、次表のとおり部分引渡しを行うものとする。

工種(種別)	指定部分	引渡し時期	備考
除草工 樹木維持工 清掃工 施設等維持修繕工 流木等除去工 樹木伐採工	令和8年度施工分	令和9年3月	

工種(種別)	指定部分	引渡し時期	備考
土砂撤去工			

## 第22節 主任技術者等

### 22-1 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者、監理技術者若しくは専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、以下に該当する場合で監督員と協議のうえ認められたもの以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- 1) 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- 2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- 3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- 4) 工事工程上、当該技術者の交代が合理的な場合
- 5) 上記1) から4) において途中交代を認める際の現場対応

① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。

② 交代前後における当該技術者の技術力が同等以上に確保されること。

③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。

また、発注者から説明を求められた場合は当該技術者及びその他技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を説明しなければならない。

2. 専任の監理技術者が、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が外の工事現場を兼務することにより、専任特例2号の場合の監理技術者となることは、技術者の変更にはあたらない。専任特例2号の場合の監理技術者が、専任の監理技術者になることも同様とする。

なお、当該監理技術者が外の工事現場を兼務する場合は、入札説明書に記載の専任特例2号の場合の監理技術者に関する要件を満たすものとした上で、監理技術者補佐を設置することによる施工体制の変更が生じることから、事前に監督員の了解を得るものとする。

### 22-2 主任技術者等の専任期間

主任技術者等の専任が義務づけられている工事における主任技術者等の専任期間は、原則として本工事の工期中とするが、次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 契約書第20条による工事全面一時中止期間、又は設計図書に定める工事休止期間。
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 工事完成検査に合格後の期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない）

## 第23節 施工管理

### 23-1 管理基準

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」

によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

## 第24節 工事中の安全確保

### 24-1 工事中における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

### 24-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を怠らなければならない。

なお、本工事契約期間中における工事实施年度毎の「重点的安全対策」の項目は、決定次第、発注者より通知する。

2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする

3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

### 24-3 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

### 24-4 刈払機を使用する除草作業における安全対策

受注者は、刈払機を使用する除草作業を行う場合は、「草刈機運転作業安全基準（平成27年7月）」（独立行政法人水資源機構）を適用するものとする。

### 24-5 風紀管理

受注者は、工事関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、工事関係者間並びに地元住民との間に紛争が生じないよう十分な指導と万全な処置を講じなければならない。

### 24-6 火災防止

受注者は、工事現場における作業期間中、火気には十分注意し、山火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

### 24-7 架空線の保護

1. 工事現場に近接して電線、通信線等がある場合は、安全範囲を示す架空標識等を設けて作業中の事故防止に努めなければならない。なお、電力会社等に対する申請、協議は受注者が行うものとする。

2. 高圧線の作業において、電力会社等との協議の結果、安全範囲を示す架空標識等の安全施設の設置の必要が生じた場合は、監督員が別途指示するものとし、設計変更の対象とする。

#### 24-8 作業船の使用時

船舶の使用に当たっては、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 受注者は、施工のため動力作業船を使用する場合、必ず海技免状2級小型船舶操縦士以上の免状を有する者が船長として操船しなければならない。
- (2) 受注者は、諸法規を遵守するとともに、水上での作業に際しては、救命胴衣の着用を厳守し船からの落下物がないようにする等安全管理に努めなければならない。
- (3) 受注者は、放流時等のゲート操作に十分注意し、監督員と連絡を密に取り安全確認を行わなければならない。
- (4) 施工に当たり、施設の門扉を開閉する際は、第三者が進入しないよう十分注意すること。なお、門扉の鍵は別途、監督員が貸し出すものとする。

#### 第25節 快適トイレの設置

##### 1. 内容

受注者は、監督員との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

##### 【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

##### 【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

##### 【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

##### 2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

- (1) 全般  
快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く
- (2) 設置位置  
男性トイレと女性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する

- (3) 動線の配慮  
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする
  - (4) ドアの向き  
トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
  - (5) 照明  
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
  - (6) 室温  
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
3. 快適トイレに要する費用  
快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。  
受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。  
快適トイレの費用については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた後、51,000円／基・月を上限として設計変更の対象とする。  
対象数量の上限は、男女別で各1基とし2基／工事（「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事においては「工事」を「施工箇所」に読み替える）までとする。  
なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限とし設計変更の対象とする。

## 第26節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は次のとおりである。
  - (1) 真夏日の定義  
以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。  
ただし、不稼働日（休日（土日、祝日、年末年始及び夏季休暇）、天候等による作業不能日等を考慮した作業不能日）は、真夏日に含めないものとする。  
なお、施工現場から最寄りの観測所での観測値を基本とするが、観測条件等を考慮し受発注者間の協議により観測所を決定することができるものとする。
    - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合
    - ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合
    - ③夜間工事については、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が最高25以上の場合又は最高気温が30度（℃）以上の場合
  - (2) 基準日及び対象期間  
基準日は、工事着手日を基本とする。  
対象期間は、基準日から工事完成日までの期間とする。  
なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとする。  
ただし、工事完成日が夏季となる場合については、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間の協議で工事完成日を定めるものとする。
  - (3) 真夏日率の算出  
真夏日率の算出は以下のとおりとする。真夏日率（％）＝ 対象期間中の真夏日日数（日） ÷ 対象期間（日）
  - (4) 現場管理費の補正  
現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出するもの

とし、現場管理費に加算する。

なお、補正は契約変更において行うものとする。

真夏日補正值 (%) = 真夏日率 (%) × 真夏日補正係数※1

※1：真夏日補正係数 1.2

## 第27節 環境対策

### 27-1 騒音、振動の対策

1. 受注者は、本工事の施工に際し、騒音、振動を発生させないように努めるものとする。

2. 受注者は、本工事の実施に伴い防音壁等の騒音対策が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

なお、調査等に要する費用については、設計変更の対象とする。

### 27-2 水質汚濁対策

1. 本工事により発生する工事中排水を河川に放流する場合は、次表の排水基準(水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める県条例)に従わなければならない。

	浮遊物質 (SS)	水素イオン濃度 (pH)	備考
排水基準	200mg/L (日平均150mg/L)	5.8~8.6	

2. 赤石川が合流する付近の大山川（筑後川）は、「生活環境の保全に関する環境基準」は、A類型（SS=25mg/L 以下）の指定を受けており、現況の環境基準の達成に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

3. 本工事施工中に、水質に関する調査を監督員が別途指示することがある。その場合の費用については、設計変更の対象とする。

### 27-3 環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた水資源機構の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督員と協議するものとする。

## 第28節 交通安全管理

### 28-1 交通に対する規制

1. 受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

2. 交通誘導員を追加指示する場合がある。この場合は、設計変更の対象とする。

### 28-2 交通安全管理

工事中道路は、関連工事と共用するため、受注者は関連する工事受注者と緊密に打合せし、相互の責任区分を明確にして使用するものとする。

### 28-3 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

① 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

### 第29節 施工時期の制約

本工事の樹木伐採工における空谷地区樹木伐採については、現在、日田市と森林法における「伐採及び伐採後の造林の届出書」について協議中であるため、協議等が成立後、監督員から工事着手可能となった旨の指示があるまで、樹木伐採工に着手してはならない。

協議内容等	許可日等予定日	備考
伐採及び伐採後の造林の届出書	協議完了後	

### 第30節 工事中電力

本工事で使用する電力は、受注者の負担とする。

### 第31節 火災保険等

受注者は、共通仕様書1-1-1-41に示す保険の他、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）に生じる損害を補填する保険（土木工事保険など）に付さなければならない。

### 第32節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

### 第33節 作業の瑕疵

受注者の故意又は重大な過失により機構施設に損害（第三者に及ぼした損害を含む）が生じた場合は、速やかに監督員に報告するものとし、監督員の指示により補修等の措置を受注者の責務において講じるものとする。

### 第34節 追加予定工事

土砂仮置き場に仮置きしている土砂について、民間処分場へ搬出する場合がある。この場合は、設計変更の対象とする。

### 第35節 共通仮設費

#### 35-1 事業損失防止施設費

1. 土砂撤去工を施工する前に、「大分県土砂等たい積行為の規制に関する条例」に基づき、堆積土砂の土壌分析を行うものとする。  
当初計画では年1回分の土壌分析費を計上する。土砂撤去の時期、回数等によって、土壌分析を追加・変更指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。  
なお、分析項目は次のとおりとする。

分析項目	検体	分析方法
カドミウム	1	JIS K 0102-55.4
全シアン	1	JIS K 0102-38.1.2 及び JIS K 0102-38.3
有機リン	1	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1
鉛	1	JIS K 0102-55.4
六価クロム	1	JIS K 0102-65.2.1
ヒ素	1	JIS K 0102-61.4
総水銀	1	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1
アルキル水銀	1	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
PCB	1	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3
ジクロロメタン	1	JIS K 0125-5.2
四塩化炭素	1	JIS K 0125-5.2
1.2-ジクロロエタン	1	JIS K 0125-5.2
1.1-ジクロロエチレン	1	JIS K 0125-5.2
シス-1.2-ジクロロエチレン	1	JIS K 0125-5.2
1.1.1-トリクロロエタン	1	JIS K 0125-5.2
1.1.2-トリクロロエタン	1	JIS K 0125-5.2
トリクロロエチレン	1	JIS K 0125-5.2
テトラクロロエチレン	1	JIS K 0125-5.2
1.3-ジクロロプロペン	1	JIS K 0125-5.2
クロロエチレン	1	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表第 2
チラウム	1	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
シマジン	1	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5.1
チオベンカルブ	1	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5.1
ベンゼン	1	JIS K 0125-5.2
セレン	1	JIS K 0102-67.4
フッ素	1	JIS K 0102-34.1
ホウ素	1	JIS K 0102-47.3

### 第36節 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書（概要書）を作成し、施工箇所の近隣住民等から説明を求められた場合は、工事の安全確保の支障のない範囲において、本工事の工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

### 第37節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料及び参考図は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

## 第 2 編 材料編

### 第 1 章 材料

#### 第 1 節 適用

##### 1-1 樹木薬剤防除工

本施工に使用する材料は次表を標準とするが、使用する薬剤については、事前に品質証明書等を監督員に提出し、承諾を得るものとする。

種別／使用材料	寄植	高木 幹周 60cm 未満	中低木 樹高 200cm 以上 300cm 未満	備考
ピレスロイド系	0.6L/m <sup>2</sup>	6.5L/本	6.5L/本	トホボン乳剤など (春～秋)
天然殺虫剤	0.6L/m <sup>2</sup>	6.5L/本	6.5L/本	マシ油など (冬)

参考希釈倍数 展着剤：0.3cc/L、ピレスロイド系：4000 倍、天然殺虫剤：30 倍

##### 1-2 樹木施肥工

本施工に使用する材料は次表を標準とするが、使用する肥料については、事前に品質証明書等を監督員に提出し、承諾を得るものとする。

種別	寄植	高木 幹周 60cm 未満	中低木 樹高 200cm 以上 300cm 未満	備考
使用材料	化成肥料 16-6-6-2 (固形・樹木用)	化成肥料 16-6-6-2 (固形・樹木用)	化成肥料 16-6-6-2 (固形・樹木用)	
施肥量	360g/m <sup>2</sup>	540g/本	370g/本	

### 第3編 土木工事共通編

#### 第1章 総則

#### 第1節 支給材料及び貸与品等

##### 1-1 貸付建設機械等

受注者に貸付ける建設機械設備は、次表に示すとおりとする。

貸付建設機械設備（作業船）の取扱いに当たっては、機構が別に定める「筑後川上流総合管理所 船舶貸付要領（令和4年4月版）」によるものとする。

本工事における貯水池内の作業については、機構の所有する船舶を無償で貸与するものとし、貸与する船舶の燃料については受注者が用意するものとし、救命胴衣及びその他消耗品については受注者が準備するものとする。

なお、使用する船舶については、次に示す船舶とし、監督員と協議のうえ使用するものとする。

機 械 名	形式	規格	単位	数量	貸付期間	使用目的	燃料消費量
おおやま1号	FRP	11人乗り	隻	2	水上作業実施時	流木除去	19L/h
おおやま2号	60PS						
集塵ネット			式	1	水上作業実施時	流木除去	

##### 1-2 引渡し場所及び引渡し時期

- (1) 引渡し場所 大分県日田市大山町西大山地内（大山ダム係船設備）
- (2) 引渡し時期 水上作業実施前

##### 1-3 返納場所及び返納時期

- (1) 返納場所 大分県日田市大山町西大山地内（大山ダム係船設備）
- (2) 返納時期 水上作業が完了した時、又は発注者がダム管理で必要となった時

##### 1-4 注意事項

- (1) 作業船、係船設備の使用に先立ち、予め監督員から取り扱いの説明を受けるものとする。  
また、作業船、係船設備の使用にあたっては、事前に監督員に使用する旨の申請を行い、取り扱い説明事項に従わなければならない。
- (2) 受注者は、機械を破損し、又は滅失したときは、直ちに文書をもって発注者に報告し、その指示に従って速やかに機械を修理し、又は同等品をもってこれに替えなければならない。  
ただし、発注者が、損害があると認めたときは、発注者及び受注者が協議してその賠償額を定めるものとする。
- (3) (2)にかかわらず、機械の破損または滅失が天災その他の不可抗力によるもので、かつ、受注者が善良な管理者の注意をなしたと発注者が認めた場合は、この限りではない。

#### 第2節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、次表の施工について、監督員の立会による確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監

督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	立会する工事内容	備 考
除草工	除草	施工前、施工完了後	初回のみ
樹木維持工	剪定	施工前、施工完了後	初回のみ
	防除	薬剤・薬剤量の確認	
	施肥	肥料・施肥量の確認	
清掃工		施工前、施工完了後	初回のみ
流木等除去工	流木等収集	数量の確認	
	流木等運搬	搬出状況（積込み状況）	
樹木伐採工	樹木伐採	施工前、施工完了後	
土砂撤去工	施工前測量	堆積土砂量確認	
	出来形	数量の確認	
	土砂運搬	搬出状況（積込み状況）	

### 第3節 成果品の納品等

#### 3-1 電子納品の方法

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月：国土交通省）」（以下「要領」という。）（URL：[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R又はDVD）で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。  
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月：国土交通省）」（[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_guideline/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)）に基づき行うものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート（土木工事用）」を用いて監督員と協議するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

#### 3-2 工事完成図書の提出

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。  
（1）電子媒体（CD-R又はDVD-R） 一式（2部）
2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出にあたっては、「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で格納して提出するものとする。  
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しており、記入内容については監督員が別途指示するものとする。

### 第4節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウイルス

チェックソフトについては、常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第5節 書類限定検査

### 1. 書類限定検査の実施

検査員による技術検査については、下記の8書類に書類を限定して書類検査を行うものとする。

①施工計画書	⑤品質管理関係（品質証明資料）
②施工体制関係	⑥出来形管理関係
③工事打合せ関係	⑦工事写真
④施工検査関係	⑧総合評価実施関係

2. 受注者は実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力するものとする。

## 第6節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

## 第2章 施工

### 第1節 堤防除草工

#### 1-1 作業場所及び作業時期

1. 除草作業時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、草の繁茂状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

#### 1-2 作業内容等

作業内容は以下のとおりである。

1. 除草工（1）  
設計図書に示す範囲の芝刈及び集草・積込み・運搬を行うものである。
2. 除草工（2）  
設計図書に示す範囲の除草及び集草・積込み・運搬を行うものである。
3. 除草工（3）  
設計図書に示す範囲の除草及び集草・積込み・運搬を行うものである。施工範囲には、ビオトープ周辺の除草が含まれており、既設防獣柵に損傷を与えないよう、除草を行うものとする。
4. 除草工（4）  
設計図書に示す範囲の除草及び集草（除草範囲の刈草整理）を行うもので、刈草は現地に存置処分とする。
5. 除草工（5）  
設計図書に示す範囲の除草及び集草（除草範囲の刈草整理）を行うもので、刈草は現地に存置処分とする。

作業は、パネル通路の確保を目的としており、壁面等から生えている草木が通路に覆い被り、通路をふさがない程度の取り除き作業も含むものとする。

## 6. 除草工（6）

設計図書に示す範囲の除草及び集草・積込み・運搬を行うものである。

### 1-3 作業の注意点等

1. 作業においては、周辺の状況に十分留意して作業するものとする。特に構造物、敷設ケーブル（コルゲートパイプ）等においては、損傷を与えることの無いよう特に注意して作業するものとし、構造物、敷設ケーブル（コルゲートパイプ）等に損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告し、その対応等について協議するものとする。
2. 管理所緑化ブロックの除草については、高所作業となるため（約10m以下）、命綱等の安全対策に十分留意し、除草を行うものとする。

なお、管理所緑化ブロックの除草の安全対策については、施工計画書に記載し、監督員の承諾を得るものとする。

### 1-4 刈草等処分

1. 刈草等は、特記仕様書第1編第1章第18節18-4のとおり処分するものとする。

## 第2節 樹木剪定工

### 2-1 作業場所及び時期

1. 樹木剪定作業時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、樹木の繁茂状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

### 2-2 作業内容等

1. 剪定は、サクラを除き、樹高、樹冠の整え乱れを防ぎ一定の形に整えること。
2. 高所作業時においてアームを有するゴンドラを使用する場合は、ゴンドラ安全規則の規程による使用及び就業等を遵守するものとする。（労働安全衛生法）
3. 樹木剪定および薬剤散布工の施工範囲は、ダムサイト左右岸付近とダム下流部の植栽を対象とする。
4. 剪定の枝葉は、特記仕様書第1編第1章第18節18-4のとおり処分するものとする。

## 第3節 樹木薬剤防除工

### 3-1 作業場所及び時期

1. 薬剤散布時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、樹木の状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

### 3-2 作業内容等

1. 薬剤散布作業において、農薬使用の規制（農薬取締法第12条 農薬の安全かつ適正な使用を確保）等を遵守するものとする。
2. 害虫防除の目的が達せられるよう天気等に十分配慮するとともに、原則として無風時に行うものとし、周辺施設・農作物や第三者に危害を及ぼさぬように行わなければならない。
3. 雨等天候により消毒の目的が達成されない場合は、受注者の責任で再度薬剤散布を

行うものとする。

4. 薬剤散布量等は、第2編第1章第1節1-1に示すとおりである。

#### 第4節 樹木施肥工

##### 4-1 作業場所及び時期

1. 施肥時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、樹木の状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

##### 4-2 作業内容等

1. 肥料・施肥量は、第2編第1章第1節1-2に示すとおりである。

#### 第5節 堤体清掃工

##### 5-1 作業場所及び時期

1. 堤頂道路等清掃の作業時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、現地の状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

##### 5-2 作業内容等

1. 天端高欄清掃  
天端高欄清掃については、鳥の糞や蜘蛛の巣等の除去及び水拭き等を行うものとする。
2. 堤頂道路清掃  
堤頂道路清掃については、ごみ、動物の糞等の除去、除草を行うものとする。  
なお、年1回は高圧洗浄機による壁面、道路面（カラー舗装面）の清掃を行うものとする。
3. 堤頂道路の清掃については、排水口の清掃も併せて行うものとする。
4. フーチングの清掃については、枯葉、苔等の除去を行うものとする。施工範囲は、設計図書に示す範囲とし、フーチング部の法枠水路内を含むものとする。  
なお、年1回は高圧洗浄機によるコンクリート面の清掃を行うものとする。

#### 第6節 側溝等清掃工

##### 6-1 作業場所及び時期

1. 側溝等清掃の作業時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、現地の状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

##### 6-2 作業内容等

1. 側溝及び集水桝の堆積土砂については、当初設計では側溝部分と集水桝部分を合わせて数量総括表に記載する土量を想定しているが、実績により精算変更を行うものとする。

2. 堆積土砂の運搬の際には、土砂の水切りを行い、公道を汚すことのないよう作業を行うものとし、汚した場合は清掃を行うものとする。
3. 堆積土砂以外の枯葉等については、可能な限り分別して、別途監督員が指示する場所に運搬して処分するものとする。この場合は、発生量の状況により協議し、必要に応じて設計変更を行うものとする。
4. 側溝蓋、柵蓋の取り外し、再設置に当たっては、損傷を与えないように十分注意し丁寧に作業するものとする。
5. 土砂は、特記仕様書第1編第1章第18節18-3の土砂受入地にて処分するものとする。  
なお、土砂受け入れ地にて処分できない場合は監督員と協議する。

## 第7節 分派水路清掃工

### 7-1 作業場所及び時期

1. 水路清掃の作業期間については、次に示すとおりであるが、現地の状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
  - ・4月1日～5月連休明けまで : 週3回（基本、月・水・金）
  - ・5月連休明け～年末まで : 週6回（基本、月～土）
  - ・年末年始 : 週2回程度（別途調整）
  - ・年明け～1月末まで : 週6回（基本、月～土）
  - ・2月1日～3月末まで : 週3回（基本、月・水・金）
2. 作業範囲は、設計図書のとおりとする。

### 7-2 作業内容等

1. 取水口塵芥除去作業は、分派水路の落ち葉等の詰まり状況を確認して、手作業またはブラシ等を使用して除去し、流況の安定を図るものとする。
2. 分派水路除草作業は、分派水路左右の通路確保を目的としており、刈草は現地処分とする。
3. 土石撤去作業は、分派水路内に堆積した土石を撤去するものである。撤去した土石は赤石川へ還元するものとする。  
なお、末端は常時取水しているため、流水状態での作業となる。
4. 作業にあたっては、気象状況等に留意するとともに、転倒、墜落等に十分注意するものとする。
5. 水路の枯葉等の詰まり以外に、異常等を確認した場合は監督員に連絡し、その指示に従って対応するものとする。

## 第8節 管理用通路維持工

### 8-1 作業場所及び時期

1. 通路維持の作業時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、現地の状況等により変更、追加指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、大山ダム右岸法面部に設置されている監視カメラまでの通路で、作業員が通行できる状態を維持するものとする。

### 8-2 作業内容等

1. 作業は、立木、枝、草等をのこぎり、なた、鎌等で伐採し、必要に応じて目

印テープ等で通路方向を明確にするものとする。

なお、倒木の処理等において、チェーンソー等の機械が必要な場合は、別途監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2. 作業にあたっては、斜面作業となるため安全に十分留意するものとし、滑落防止のための安全ロープの設置、昇降補助のための補助ロープの設置などが必要な場合は、別途監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
3. 作業日数については、実績に基づき精算変更するものとする。

## 第9節 流木等除去工

### 9-1 流木等収集

貯水池内に浮遊及び法面（水面より2m程度）に漂着（貯水池内進入路等の平場部含む）している流木を機構が貸与する作業船にて収集し、空谷進入路まで移動させ、陸揚げするものとする。

### 9-2 流木等分別

流木等は、空谷進入路の仮置き場所まで移動させ、必要に応じてチェーンソーなどにより玉切等を行い、流木（枝葉、幹、根株、木くず）及び塵芥（ゴミ）等に分別、集積し、出来形（数量）が確認できるようにするものとする。

### 9-3 流木等運搬・処分

分別した流木（枝葉、幹、根株、木くず）及び塵芥（ゴミ）等は、特記仕様書第1編第1章第18節18-4のとおり処分するものとする。

### 9-4 その他

1. 流木等除去において、受注者が準備する船舶において作業を実施する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。この船舶に係る燃料は、受注者の負担とする。  
なお、使用した船舶は、流木除去完了後には、速やかに返却すること。
2. 燃料給油時は、燃料が貯水池内へ流出しないよう漏油防止対策を行うものとする。万一、貯水池内へ流出した場合、監督員へ連絡するとともに受注者の責任において処理するものとする。
3. 受注者は、作業中監督員と常に連絡が取れる体制に努めるものとする。
4. 流木等の収集時期については、監督員が指示するものとする。

### 9-5 歩掛り調査

流木等除去にあたっては、流木等除去の歩掛り調査を指示する場合がある。その場合、受注者は調査に協力しなければならない。

## 第10節 樹木伐採工

1. 設計図書に示す範囲の樹木（雑木）について、伐採するものとする。
2. 伐採にあたって受注者は、周辺施設に損傷を与えないよう注意を払うものとする。
3. 伐採した樹木については、空谷進入路の流木仮置き場まで運搬し、集積するものとする。

なお、伐採後の根株除去は、行わないものとする。

4. 処分については、空谷進入路の流木仮置き場まで運搬後、流木処理の流木等運搬及び処分費に含め処分するものとする。

## 第 11 節 土砂撤去工

### 11-1 作業場所及び時期

1. 土砂撤去作業時期については、原則、別紙工事計画表に示すとおりとするが、現地の状況等により変更、追加を指示する場合がある。この場合、設計変更の対象とする。
2. 作業範囲は、取水堰上流を基本とするが、貯水位の状況により取水堰下流に堆積した土砂を撤去出来る場合は、堰下流の土砂撤去を指示する場合がある。

### 11-2 土砂撤去

1. 土砂撤去（岩塊・玉石混じり土含む）は、設計図書の箇所を掘削し、特記仕様書第 1 編第 1 章第 18 節 18-3 の土砂仮置場もしくは民間処分場にて処理もしくは処分するものとする。

また、運搬の際には、掘削土砂の水切りを行い、公道を汚すことのないよう作業を行うものとし、汚した場合は受注者が清掃を行うものとする。

なお、土砂の搬出場所（仮置場又は民間処分場）については、監督員が指示し、後日精算する。

2. 取水堰上流の土砂撤去時は堰の水位を低下させて行うものとする。  
水位低下のための取水堰水位低下のゲート操作は発注者が行うので、監督員と連絡を密にしなければならない。
3. 施工箇所は河川内であることから、極力濁水を防止するよう努めるものとする。
4. 土砂撤去（掘削、運搬等）については、施工計画書に記載して、事前に監督員に提出するものとする。

## 第 12 節 その他

1. 当初工事内容の他に、その他施設等において、維持・補修が必要となった場合、監督員の指示により、本工事に別途変更追加することがある、その場合は、設計変更の対象とする。
2. 流木等除去工及び土砂撤去工は、気象状況等により数量が激増又は激減する場合がある。

以 上